

渋川市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、
本市区域内の字区域を別紙変更調書のとおり告示する。

なお、この字区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項に規定する換地処分の公告があった日の翌日から生じる。

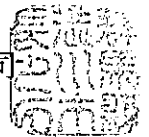
平成22年12月17日

渋川市長 阿久津 貞司

この謄本は、渋川市告示第160号の原本と相違ないことを証明する。

平成22年12月20日

渋川市長 阿久津 貞司



別紙

変 更 調 書

大 字	字	地 番
赤城町 三原田	①後黒沢	2 5 4 の一部、2 5 6 の 1 の一部、2 5 8 の 1 の一部、 2 6 1 の 4 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）及び
①赤城町三原田字諏訪下 2 5 2 に隣接する道路である市有地の全部並びに①
赤城町三原田字諏訪下 2 5 2 の地先の水路である市有地の一部を赤城町三原
田字諏訪下に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 三原田	②諏訪下	2 0 5 の 4 の一部、2 0 5 の 5 の一部、2 0 7 の 1 の 一部、2 0 7 の 3、2 0 8 の 1、2 0 9 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の一部を含む。）を赤
城町三原田字後黒沢に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 三原田	③諏訪下	2 4 3 の 8、2 4 7 の 2 の一部、2 4 7 の 9 の一部、 2 4 7 の 1 0、2 4 7 の 1 3、2 4 8 の一部、2 4 9 の一部、2 5 0 の一部、2 5 1 の一部
	④中畦	3 2 8、3 2 9、3 3 2、3 3 4、3 3 6、3 3 7 の 1、3 3 7 の 2、3 3 7 の 3、3 3 9、3 4 0、3 4 2、3 4 3、3 4 4、3 4 5、3 4 6、3 4 7、3 4 8、3 4 9、3 5 1 の 1、3 5 1 の 4、3 5 4 の 1、 3 5 4 の 3、3 5 5、3 5 6、3 5 8 の 1、3 5 8 の 3、3 5 8 の 4
	⑤天神	4 6 0 の 1、4 6 0 の 5、4 6 4

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）
及び③赤城町三原田字諏訪下 2 4 9、2 5 0、2 5 1 の地先の道路である市
有地の一部を赤城町三原田字中黒沢に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 三原田	⑥諏訪下	2 4 0 の一部、2 4 1 の 1、2 4 1 の 2、2 4 2 の 1、 2 4 2 の 2、2 4 2 の 3、2 4 2 の 4、2 4 3 の 1、 2 4 3 の 7、2 4 3 の 9、2 4 4 の一部、2 4 5 の 1 の一部、2 4 5 の 2 の一部、2 4 6 の 1
	⑦三反田	3 6 7 の 1、3 6 7 の 4、3 6 8 の一部、3 6 9 の 1 の一部、3 7 0 の 1 の一部、3 7 6 の 1 の一部、3 7 7 の 1、3 7 7 の 2 の一部、3 7 7 の 7、3 9 6 の 2 の一部
	⑧天神	4 5 2 の 4 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）
を赤城町三原田字中畦に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 三原田	⑨中畦	3 5 3 の 1 の一部、3 5 3 の 5 の一部、3 6 4 の一部
	⑩三反田	3 6 8 の一部、3 6 9 の 1 の一部、3 6 9 の 3 の一部 3 7 0 の 1 の一部、3 7 0 の 2 の一部、3 7 1 の一部、 3 7 4 の一部、3 8 0 の一部

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である市有地の一部を含む。）及
び⑩赤城町三原田字天神 4 3 5、4 3 7 の 1、4 3 7 の 2、4 4 0 の 1、4
4 9 の 1、4 4 9 の 2 に隣接する道路、水路である市有地の一部を赤城町三
原田字天神に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 三原田	⑫仲井	8 0 の 2 の一部、8 1 の 8、8 1 の 1 0、8 3 の 5 の一部、8 4 の 1 の一部、8 4 の 2 の一部、8 8 の 2 の一部
	⑬諏訪下	1 7 1、1 7 2 の 1、1 7 2 の 2、1 7 3 の 1、1 7 3 の 3、1 7 4 の 1、1 7 6 の 8、1 8 5 の 3、 2 3 0 の 6、2 3 6 の 1、2 3 7 の 1、2 3 8、2 3 9 の 1、2 3 9 の 4、2 4 0 の一部、2 4 4 の一 部、2 4 5 の 1 の一部、2 4 5 の 2 の一部、2 4 5 の 4、2 4 6 の 4
	⑭三反田	3 7 6 の 1 の一部、3 7 7 の 2 の一部、4 0 2 の 1 の一部
	⑮中坪前	4 0 3 の 1 の一部、4 0 4 の 1 の一部
赤城町 上三原田	⑯中坪	4 1 0 の 1 の一部、4 1 2 の 3 の一部、4 1 2 の 7 の一部、4 1 2 の 8

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）

及び⑰赤城町三原田字諏訪上 1 0 5、1 0 6 の 1、1 1 4 の 2、1 1 6 の 2、1 1 9 の 1 に隣接する水路である市有地の全部並びに⑰赤城町三原田字仲井 8 8 の 1、9 1 の 1、9 1 の 5、9 2 の 1、9 3 の 1、9 4 の 1、9 5 の 1、9 6 の 2 に隣接する道路である市有地の一部を赤城町三原田字諏訪上に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 三原田	⑱諏訪上	1 5 4 の一部、1 5 6 の 1 の一部、1 5 8 の 2 の一部、1 5 9 の 2 の一部、1 6 1 の 2
	⑲中坪前	4 2 2 の 3 の一部、4 2 3 の 1 の一部、4 3 0 の 1 の一部、4 3 3 の 1 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）及び⑳赤城町三原田字三反田 3 9 7 の 2、4 0 2 の 1 に隣接する水路である市有地の一部並びに⑱赤城町三原田字諏訪上 1 5 8 の 2、1 5 9 の 2、1 6 1 の 2 の地先の道路である市有地の全部を赤城町三原田字三反田に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 三原田	㉑諏訪上	1 0 2 の 1 の一部、1 0 5 の一部、1 2 1 の 2 の一部、1 2 1 の 4 の一部

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の一部を含む。）及び㉑赤城町見立字仲井窪 6 7 0 の 1、6 7 0 の 5 に隣接する道路である市有地の一部を赤城町三原田字仲井に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 見立	㉒仲井窪	6 6 7 の一部、6 7 5 の 1 の一部、6 7 6 の 1 の一部
	㉓清水	6 8 9 の 1 の一部、6 9 0 の一部、6 9 1 の一部、6 9 4 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）及び㉔赤城町三原田字仲井 4 2 の 1、4 2 の 4、4 9 に隣接する道路である市有地の一部を赤城町見立字仲井に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 上三原田	㊦中坪	3 の一部、1 0 の 2 の一部、1 4 の一部、1 5 の一部、2 7 の 1 の一部、2 7 の 2 の一部、2 7 の 3 の一部、2 7 の 4 の一部、2 7 の 5 の一部、3 2 の 1 の一部、3 2 の 2 の一部、3 2 の 3 の一部、3 2 の 4 の一部
赤城町 見立	㊧仲井	6 4 4 の一部、6 6 2 の 1 の一部
	㊨清水	6 8 9 の 1 の一部、6 9 0 の一部、6 9 1 の一部、7 0 5 の一部、7 0 6 の一部、7 0 7 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）及び㊦赤城町上三原田字中坪2の1、5、25、26に隣接する道路である市有地の一部並びに㊧赤城町見立字仲井窪667に隣接する道路である市有地の一部、㊨赤城町見立字清水705の地先の水路である市有地の全部㊩赤城町三原田字仲井49、52の1、52の5、100の5に隣接する道路である市有地の一部を赤城町見立字仲井窪に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 見立	㊪仲井窪	6 7 3 の 1 の一部
赤城町 上三原田	㊫中坪前	3 4 の 1 の一部、3 5 の 1 の一部、3 6 の 1 の一部、3 8 の 1 の一部、4 4 の 1 の一部、4 5 の 1 の一部
赤城町 三原田	㊬中坪前	4 0 6 の 1 の一部、4 1 3 の 1 の一部、4 1 8 の 1 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）を赤城町上三原田字中坪に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 上三原田	㊦中坪	6 の 1 の 一 部、 6 の 5、 6 の 6、 7 の 1 の 一 部、 7 の 3 の 一 部、 8 の 1 の 一 部、 8 の 2 の 一 部
	㊧越戸	5 8 の 一 部、 6 0 の 1 の 一 部、 6 0 の 2 の 一 部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）
を赤城町上三原田字中坪前に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 上三原田	㊨越戸	5 0 の 1 の 一 部、 5 0 の 2 の 一 部
	㊩中坪	4 1 0 の 1 の 一 部
	㊪日向	9 8 の 一 部、 1 0 1 の 1 の 一 部

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である市有地の一部を含む。）及
び ㊨赤城町上三原田字越戸 8 2 の 2 に隣接する道路である市有地の一部を
赤城町三原田字中坪前に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 上三原田	㊫中坪	3 2 の 3 の 一 部
	㊬仲井窪	6 8 7 の 一 部
赤城町 見立		

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である市有地の一部を含む。）を
赤城町見立字清水に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 三原田	㊦三反田	3 8 0 の一部、3 8 2 の 2 の一部、3 8 3 の一部、 3 8 5 の 2 の一部、3 8 6 の一部、3 8 7 の 1 の一 部
	㊧天神	4 3 4、4 3 5 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）及び㊦赤城町上三原田字日向1 0 1の1、1 3 0の1、1 3 2に隣接する水路である市有地の一部を赤城町上三原田字日向に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 上三原田	㊨中坪前	4 0 の一部、4 2 の 1 の一部、4 6 の一部、4 8 の 一部
	㊩大宮	1 8 7 の一部、2 0 7 の一部、2 2 2 の 1 の一部、 2 2 2 の 2 の一部、2 2 3 の 1 の一部、2 2 3 の 2 の一部
赤城町 見立	㊪峯	7 3 6 の 3 の一部

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である市有地の一部を含む。）及び㊨赤城町上三原田字越戸6 0 の2、6 2に隣接する水路である市有地の一部並びに㊨赤城町上三原田字中坪前4 6、4 7、4 8の地先の水路である市有地の一部を赤城町上三原田字越戸に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 上三原田	㊦越戸	55の1の一部、55の2の一部、69の2の一部、 70の1の一部、71の1、71の2、72の1の 一部、72の2、72の3、72の4、72の5、 73の一部、74の一部
赤城町 見立	㊧峯	738の4の一部、738の5の一部、738の6 の一部、738の7の一部、743の一部、749 の1の一部、750の1の一部、754の一部、7 55の一部、766の1の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）
を赤城町上三原田字大宮に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 上三原田	㊨越戸	63の1の一部、65の1の一部、66の1の一部、 68の7の一部
	㊩大宮	223の1の一部、223の2の一部、229の1 の一部、230の一部
赤城町 滝沢	㊪向峰	347の一部、348の一部、364の一部、36 5、368の1の一部、377の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）
及び ㊩赤城町見立字峯758の1、762に隣接する道路である市有地の
一部を赤城町見立字峯に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 見立	㊦㊧峯	7 1 7 の一部、7 2 4 の 1 の一部、7 2 6 の一部、 7 3 2 の一部、7 3 6 の 2 の一部、7 3 6 の 3 の一 部
赤城町 滝沢	㊦㊨向峰	3 4 7 の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部を含む。）を赤城町見立字峯後に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 滝沢	㊦㊩日向堀	3 2 1 の 1、3 2 1 の 2、3 2 2 の 1

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の一部を含む。）を赤城町滝沢字滝川に変更する。

㊦㊪赤城町滝沢字前峰 3 0 2 に隣接する水路である市有地の一部並びに㊦㊫赤城町滝沢字前峰 3 0 2 の地先の道路である市有地の一部を赤城町滝沢字前峰に変更する。

大 字	字	地 番
赤城町 見立	㊦㊬峯後	7 1 5 の 4

上記区域及び㊦㊭赤城町滝沢字日向堀 3 2 0 の 2 の地先の道路である市有地の一部を赤城町滝沢字日向堀に変更する。

㊦㊮赤城町上三原田字大宮 2 3 5 の 1 に隣接する道路である市有地の一部を赤城町滝沢字向峰に変更する。